

## ○弓削商船高等専門学校いじめ対策委員会規則

制 定 令和2年6月24日

最終改正 令和8年3月12日

### (設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等対策ポリシー（令和7年4月1日改定。）、独立行政法人国立高等専門学校機構いじめ防止等ガイドライン（令和7年4月1日改定。）及び弓削商船高等専門学校（以下「本校」という。）いじめ防止基本方針（令和8年3月12日改正。）に基づき、本校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、いじめ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (役割)

第2条 委員会は、組織的かつ実効的にいじめの防止等の問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- (2) いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- (3) いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や学生の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- (4) いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や学生間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び学生に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- (5) いじめの被害学生に対する支援・加害学生に対する指導等の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割
- (6) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- (7) いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- (8) いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止対策等基本方針の見直し等を行う役割（PDCAサイクルの実行を含む。）

### (審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) いじめ防止基本方針の策定等に関すること。
- (2) 学生に対するアンケート調査（年4回以上）等に関すること。
- (3) いじめの早期発見・事案対処マニュアルの策定等に関すること。

- (4) いじめ防止プログラムの策定等に関する事。
- (5) いじめに係る相談体制等の整備に関する事。
- (6) いじめ防止等の啓発活動に関する事。(学生への教育及び教職員への研修を含む。)
- (7) いじめ事案への対応に関する事。
- (8) PDCA サイクルに基づく評価及び改善のための措置に関する事。
- (9) その他いじめの防止等に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 校長
- (2) 教務主事・学生主事・寮務主事
- (3) 各学科長・専攻科長
- (4) 学生相談室長
- (5) 事務部長
- (6) 総務課長・学生課長
- (7) 看護師
- (8) 学校医
- (9) スクールカウンセラー
- (10) スクールソーシャルワーカー
- (11) 校長が必要と認める者

(会議)

第5条 委員会に委員長を置き、校長をもって充てる。

- 2 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故等あるときは、学生主事が議長の代行をする。
- 4 委員会は、少なくとも2ヵ月に1回開催するものとする。
- 5 委員長が必要と認めたときは、臨時に委員会を招集することができる。
- 6 委員長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(重大事態への対処)

第6条 いじめにより在籍する学生の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めた場合は、学校関係者に第三者を加えた調査委員会又は第三者からなる調査委員会において調査を行うものとする。

(リスク管理室等との連携)

第7条 委員会は、いじめ事案を含めたリスク管理を総合的かつ有機的に実施するため、必要に応じてリスク管理室と連携を図るものとする。

(文書の取扱い)

第8条 委員会でいじめ防止等の対策のために作成した資料及び収集した資料について、誤った廃棄等が行われることがないように、独立行政法人国立高等専門学校機構法人文書管理規則（機構規則第107号）に基づき、適切に取り扱うとともに、いじめに係る学生が卒業、退学等をしてから5年間は保存するものとする。

(プライバシーの保護)

第9条 いじめに関する対応に当たっては、関係者のプライバシーや名誉その他の人権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、当該第三者に対し、関係者等の人権を尊重するために、聴取内容等について、秘密を厳守することを求めるものとする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、学生課において処理する。

附 則

この規則は、令和2年6月24日から施行する。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。